

# 福島県教育委員会平成30年3月定例会会議抄録

|   |   |
|---|---|
| <p>1 開 催 日 時</p> <p>2 開 催 場 所</p> <p>3 出 席 者</p>  | <p>平成30年3月22日（木）午後1時15分から</p> <p>教育委員室（県庁西庁舎9階）</p> <p>鈴木淳一教育長、1番 蜂須賀禮子委員、2番 岩本光正委員、3番 高橋金一委員、4番 正木好男委員、5番 浅川なおみ委員</p>  |
| <p>4 議 事 内 容 及 び 経 過</p> <p>(1) 開 会</p> <p>(2) 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名</p> <p>(3) 会 期 の 決 定</p> <p>(4) 記 録 係 の 指 名</p> <p>(5) 政 策 監 提 出 理 由 説 明</p> | <p>午後1時15分、教育長から3月定例会の開会が告げられた。</p> <p>教育長から、浅川委員と蜂須賀委員が会議録署名委員として指名された。</p> <p>教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。</p> <p>教育長から、大内副主査が記録係に指名された。</p> <p>教育長から政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。</p> <p>政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。</p> <p>（説明概要）</p> <p>議案第1号及び議案第2号については、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行うもの。</p> <p>議案第3号から議案第5号については、平成30年4月1日付け人事異動を決定するもの。</p> <p>議案第6号については、平成29年度教育・文化関係表彰の被表彰者を追加決定するもの。</p> <p>議案第7号については、頑張る学校応援プランを改定するもの。</p> <p>議案第8号については、第6次福島県総合教育計画平成30年度アクションプランを策定す</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>(6) 会議（一部）非公開</p>                      | <p>るもの。</p> <p>議案第9号については、新たな県立高等学校入学者選抜の基本方針を定めるもの。</p> <p>議案第10号については、福島県指定重要文化財を指定するもの。</p> <p>議案第11号から議案第13号については、教育委員会規則を一部改正するもの。</p> <p>議案第14号については、福島県立美術館長を委嘱するもの。</p> <p>議案第15号については、教科用図書選定審議会の委員を任命するもの。</p> <p>報告第1号については、平成31年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験の実施に係る改善点について報告するもの。</p> <p>報告第2号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>報告第3号については、損害賠償請求事件における判決の内容について報告するもの。</p> <p>教育長から、本日の審議事項のうち、議案第1号から議案第6号、議案第14号から議案第15号及び報告第1号から報告第3号について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。</p> <p>これ以降、報告第3号までの審議等については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p> |
| <p>(7) 議案審議</p> <p>議案第1号</p> <p>議案第2号</p> | <p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第1号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第2号）、高校教育課長から事故の内容に関</p>  |

|   |   |
|---|---|
| <p>議案第3号<br/>議案第4号<br/>議案第5号<br/>議案第6号</p>    | <p>する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、議案を取り下げた。<br/>ここで、教育長から暫時休議が告げられた。<br/>午後2時38分、教育長から委員会の再開が告げられた。<br/>平成30年度教育庁及び教育機関の職員の人事について（議案第3号）、職員課長から、平成30年度市町村公立学校教職員の人事について（議案第4号）、義務教育課長から、平成30年度県立学校教職員の人事について（議案第5号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。<br/>平成29年度教育・文化関係表彰について（議案第6号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> |
| <p>(8) 報告事項<br/>報告第1号<br/>報告第2号<br/>報告第3号</p> | <p>平成31年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験について（報告第1号）、高校教育課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく了承された。<br/>訓告処分等について（報告第2号）、職員課長から説明があり、質疑応答の後、議案第2号の事案に関する部分以外の部分について、全員に異議なく了承された。<br/>訴訟判決について（報告第3号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく了承された。</p>   |
| <p>(9) 議案審議<br/>議案第7号<br/>議案第8号</p>           | <p>頑張る学校応援プランについて（議案第7号）及び第6次福島県総合教育計画平成30年度アクションプランについて（議案第8号）、教育総務課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>   |

高橋委員：平成30年度アクションプラン中、ふくしま活用力育成シートとはどのようなものか。

義務教育課長：新たに新年度作成するものである。小学4年生から中学2年生までを対象とし、本県の子どもたちが苦手としている活用力（応用力）を育成するための問題を作成し、インターネットから各学校でダウンロードして使用する。教育委員会では、「こんなつまづきがあった場合にはこんな指導が大切だ」ということを教員にしっかり指導し、学校をフォローしていくということを考えている。また、それにより教員の指導力向上にもつなげる考えである。なお、この活用力育成シートは、例えばある委員会が校内で全生徒に放送を行う際に、大切なことを伝えるためにはどのような工夫をすればよいかというような、子どもたちが日常の場面と照らし合わせてしっかり考えることができるような問題を作成し、提供していきたいと考えている。

岩本委員：平成30年度アクションプラン中、地域スポーツ団体による学校への協力・支援体制づくりに関して、武道については段や級があり指導者のレベルが分かるが、ダンスについては段や級がないが指導者の質をどのように統一していくのか。

教育総務課長：ダンスの指導者については、ダンス経験を持つインストラクター等を学校が推薦し、協議会の場において決定することとしている。

岩本委員：平成30年度アクションプラン中、理数教育の推進のうち理数コンテストについて「興味関心のある児童生徒」と記載されているが、全児童生徒への指導となるのか、特定の選抜された児童生徒のみに対する指導ということになるのか。

義務教育課長：具体的には、算数・数学ジュニアオリンピックというものを行っている。算数・

数学の問題に挑戦したいという子どもたちが自由に参加できるような形としており、年々参加者が増え、今年度は1000名を超える子どもたちが参加している。もう一つ、義務教育課では科学の甲子園ジュニアというコンテストも行っている。これも、子どもたちが学校からチームとして参加する形としている。参加者を選定するのではなく、参加したい子どもたちが自由に参加できるよう間口を広く設ける形で行っている。

岩本委員：平成30年度アクションプラン中、インターンシップの推進に関して、具体的にどのようなところでどのようなことをやるのかという例を聞きたい。

高校教育課長：就職対象者に対する3年生のインターンシップをはじめとして、1～2年生に対してもインターンシップの事業を各地域の企業に協力いただき、一定期間内、それぞれの職業を経験するという取り組みを各学校で推進している。進路アドバイザーが県内34校に配置されており、その進路アドバイザーのリーダーシップの下、各学校と企業が連携し、生徒が各企業に定期的に行って何日間か就業体験をし、自分に合った職業を考え、就職するときのマッチングがうまくいくようにインターンシップ事業を行っている。

岩本委員：普通科、工業系、商業系すべての学校で取り組んでいるのか。

高校教育課長：そうである。希望に沿って対応している。

岩本委員：平成30年度アクションプラン中、インクルーシブ教育に関して、就学前から学校卒業後までの支援ということだが、就職まで含めた支援ということか。

特別支援教育課長：そのとおり、就職まで、また、就職後概ね3年程度まで手厚い指導ということで、

関係機関と連携しながら定着に向けた指導を行っている。

岩本委員：同じく、ADHD（注意欠陥・多動性障害）の通級指導に関して、LD（学習障害）やアスペルガー症候群といった障がいもあるが、ADHDだけ通級の対象としているのは多動ということで指導ができないからか。

義務教育課長：ここにはADHDということで配置しているが、その他にもLD等についての通級教室も設けている。

浅川委員：中高一貫校による国際人の育成に関し、これまでの取り組みでどのような成果が出ているのか。

高校教育課長：双葉地区教育構想による国際人育成については、富岡高校の時代から行っており、バドミントンをはじめとする世界に通用するスポーツの人材育成、また、双葉地区教育構想も含めてふたば未来高等学校では、ニューヨークや欧米に国際交流をした生徒たちが、それぞれ国内で発表したり、今回大学合格を勝ち取った生徒もそういった経験を積んできているということで、人材を育成してきている。あわせて、会津学鳳中学校・高等学校における国際的に活躍できる情報化社会のリーダー育成についても同じような取り組みを行っており、中・高が会津大学と連携し、会津大学にいる外国人の教員と交流することにより、グローバル社会の中での英語やプログラム等の内容に対して教えをいただくというような情報化社会のリーダー育成に向けた指導に取り組んでいるところである。

高橋委員：今年ふたば未来学園高等学校の卒業生の中に1名スペイン留学という生徒がいるが、どのような進路であるのか。

## 議 案 第 9 号

高校教育課長：サッカーのJFAアカデミーの生徒であり、スペインのマイナーリーグへの進出に向けて動いているところである。

新たな県立高等学校入学者選抜の基本方針について（議案第9号）、高校教育課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。

浅川委員：連携型選抜においては、これまでも学力検査を行っていたのか。

高校教育課長：今までは行っていなかった。今後は、全員に学力検査を行うこととしている。

岩本委員：点数化しない調査書とは、高校側がほしいと判断すれば取るというようなものであるのか。次に、一般選抜における志願者の自己申告による傾斜配点とは、一般的には傾斜配点は学校がある程度の人数を確保するために行うものだと思うが、どのようなものであるのか。

高校教育課長：志願者の自己申告による傾斜配点というのは、志願者がこの部分については傾斜配点願うということが願書に記載できるようになっており、それを考慮して学校側が傾斜配点できる制度となっており、現在も実施できるものとしている。

岩本委員：単純にいうと傾斜配点とは、1問2点で50問あり100点満点の場合に、難しい問題と簡単な問題が同じ点数ではということで問題により3点なり4点にするものだと思うが、それを志願者がするという事はどういう趣旨なのか。

高校教育課長：傾斜配点の詳細な内容については確認して報告したい。もう1点の調査書については、点数化しない調査書の記載事項も精査するという事で、点数化する部分は点数化するが、点数化しない記載事項、つまり欠席状況等は、十分に精査して総合的に判断することとしている。



岩本委員：志願理由として、この高校に入学したいという強い思いが記載されていると、そこが結構判断されるということか。

高校教育課長：志願理由書の記載内容も、客観的なものであるかどうかも含めて学校が精査するし、思いの中の裏付け等も学校が精査する。また、思いの中身をどう判断するかも学校側で汲み取る部分は汲み取り、総合的に判断することとしている。

教育長：調査書について、どの部分が点数化する部分で、どの部分が点数化しない部分なのか。

高校教育課長：点数化する部分は、クラス役員の経験や生徒会役員の経験は何点というように評価方法が詳細に決められている。そういう部分とともに、欠席状況等は点数化しないものとしており、それも学校側の総合的な判断の要素の一つとして入ってくる。

岩本委員：欠席や遅刻も、何回で何点という点数化ができそうだが。

高校教育課長：マイナスをすることは学校では行っていない。プラスの部分をどう評価するかということで調査書を判断し、なおかつでもこんなに休んでいるということはどうしてだろうということでの議論は判定の中で行われるものと理解している。

教育次長：学力検査の成績、面接、特色検査については全て点数化する。今回の方針では、それぞれの比重をどのように割り当てるかということについて学校裁量とさせていただいたものである。仮に同じラインに並んでいる受験生が一定程度いるような場合に、点数化しない部分を見ていくこととなる。基本的には点数化できる部分でソートしていき、点数化しない部分で特別の記載事項があったり、面接の内容も含めて総合的に判定していくという考え方に立っている。

浅川委員：点数化しない部分とは具体的にどのような項目があるのか。

蜂須賀委員：マイナスはしないとのことだが、同じ点数の時にどっちを取るかとなったときには出席日数なり引き算する部分もあり得るのではないか。また、各学校で色々なものを決めるというときに、本当は50点の人がほしいが人数が足りないので48点の人でもいいかというような判断も学校サイドに全て任せるということになるのと、規定の入学者が欲しいからレベルを下げるということもあるのではないか。また、出席日数が少なくても点数が取れる生徒もいれば、点数が低いが休まず学校に来ているという生徒もいる中で、学校側の判断は色々あり得るのでは。

高校教育課長：各学校で積み重ねてきた指導の経歴や、そういう子どもであっても高校に来て学び直して成功していった例とか、各学校のノウハウが生かせると判断した子どもに対して選考して合格にする可能性は各学校によってある。それを特質として中学校に行った時にそうした説明をしている。そうした学校において、長期欠席があった場合どう判断するか、選考会議の中で議論になるような場合もあり得ると認識している。

教育長：点数化しない調査書の記載事項というと学校関係者には共通理解があるのか。

高校教育課長：ある。

教育長：認識を合わせる必要がある。

（追加資料（調査書様式）配布）

高校教育課長：特別活動等の記録というところで、学級活動、生徒会活動、学校行事、その他部活動というところの内容にきちんとした内容の記載があれば、1項目何点という学

校ごとに決まりがあり、Ⅱ期選抜でいうと55点満点で調査書の項目を点数化することになっており、それに加えて長所・特技というところでどのような記載になっているかということも点数化することも可能としている。

教 育 長：点数化しない部分はどこか。

高校教育課長：欠席の記録等については点数化している学校はない。

浅川委員：長所・特技については点数化するのか。

高校教育課長：学校の判断となるが、資格など、英検何級だと何点というように点数化する学校もある。

浅川委員：出欠の記録だけということか。

高校教育課長：出欠の記録の部分と、総合的な学習の時間の記録も点数化しない。

浅川委員：例えばボランティアをやっていて、本人は一生懸命やっているが学校に報告しないような場合は何も見られないのか。黙ってコツコツやるということは調査書に反映されないということになるのか。

高校教育課長：基本はそうである。

浅川委員：であれば、担任に申告しなければならないというものどうなのか。

教 育 長：それは逆に担任が良く見てあげることであろうか。

義務教育課長：まさにそういったものに関しては、子どもたちのPRできるところを学校の方でしっかり共通理解を図って、子どもや保護者にもそういう説明をしていく、そこにしっかり書き込んでいくということが原則であろうと思う。

教 育 長：話を戻すが、調査書の審査結果とは、調査書の点数化できる部分の審査結果とい

うことになるのか。それで、点数化しない部分についても考慮する、と。その分け方は学校関係者は共通理解があるという一方、学校によって違うという説明もあり、共通理解が得られるような書き振りをした方がよいのではないか。

高校教育課長：基本的に、Ⅱ期選抜において、このような配点をして評価しなさいという指示をしており、国・社・数・理・音・美・保健・技術・外国語のうち、音・美・保健・技術に関しては評点を2倍したうえで全ての評点を足し、それが195点満点になるので、それに特別活動の記録、長所・特技等の記録を合わせて55点満点で評価する、という指示をしている。例えば生徒会活動その他の活動において、大会記録というものもあり、県大会とか東北大会といったものについて、中学校と高校側がすり合わせをして、こういう大会があるという一覧を共有し、例えばある高校では全国大会は5点、東北大会は3点、県大会は2点というように配点をする仕組みを各学校が持っている。総点で学習の記録は195点満点、その他は55点満点で自分が持っている学習選抜、試験の点数が250点満点なので、250点对250点ですべて1対1ということで判定するのが基本であるというように伝えている。

教 育 長：点数化しないのは出欠の状況と総合的な学習の時間ということでいいのか。

高校教育課長：そうである。

浅川委員：今の話だと、各学校によって評価配点が違うわけなので、学科の点数は同じ点数を取ったとしても、A高校とB高校では評価の点数は異なってくるということもあり得るということか。

高校教育課長：そうである。

浅川委員：レベルの低い学校に行った方が沢山評価してもらえるとということになるのか。

高校教育課長：予め各学校が6月にホームページも含めてこういう生徒がほしいので、こういう評価を行うということを受験生に知らせる仕組みにしている。

蜂須賀委員：教職員多忙化解消の議論において、部活動について、予め言っておかないと大会への参加が認められないような話があったと思うが、全国大会に行った、何の大会に行ったということだけが評価されて、生徒が自主的に出たコンクールは評価されないということになるのではないか。

高校教育課長：それについても、中学校と高校側で、こういう大会があって、その大会に出ることは学校で認めており、それを評価するというすり合わせは今も行っており、個人的に何大会出ていったから点数化できるというものではなく、中学校と高校で共有できる大会に参加してある程度の成績を残したということで評価するという細かい打ち合わせは行っている。

浅川委員：学校が認めている大会に対してであるのか。

蜂須賀委員：中学校と高校お互いが認めないと評価しないということであるか。

高校教育課長：そうである。

(追加資料(入学願書様式)配布)

高校教育課長：傾斜配点については、志願者が「私はこの教科が強いので、傾斜配点してください」ということを自己申告できるようになっている。ただし、全ての学校がこれを受け付けるわけではない。各学校の判断により実施できるということにしているが、今年の実施校はゼロである。

|   |  |
|---|--|
| <p>議案第10号</p> <p>議案第11号</p> <p>議案第12号</p> | <p>浅川委員：自己申告もなかったということか、自己申告はあったが受け付けなかったということか。</p> <p>高校教育課長：自己申告もなかったということである。今年度は実施しないこととされている。</p> <p>高橋委員：傾斜配点をやる、ということになった場合に初めて、自己申告が出てくるということか。</p> <p>高校教育課長：そうである。</p> <p>教育次長：重く見たい教科がある場合に、学校が傾斜配分しますということをもとに表明し、志願者がそれに乗る場合に丸を付けて出すと傾斜配点に基づき評価をすることができるというものであり、Ⅱ期選抜の制度を作った時に、この制度も合わせて作ったものである。それ以降、最近はこれを使っている学校はないが、制度としては残したものである。</p> <p>浅川委員：いつから始まった制度で、これまでどのぐらい実施された実績があるのか。</p> <p>高校教育課長：始めたのは平成15年度からである。傾斜配分制度の実施実績については、平成19年度入試から平成25年度入試まで光南高校が実施していた。</p> <p>福島県指定重要文化財の指定について（議案第10号）、文化財課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則について（議案第11号）、教育総務課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>福島県教育委員会に係る福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則について（議案第12号）、教育総務課</p> |
|---|--|

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| <p>議案第13号</p>               | <p>長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>福島県立博物館条例施行規則の一部を改正する規則について（議案第13号）、社会教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p>   |
| <p>(10) 前回会議録の承認</p>        | <p>教育長が、臨時会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこれを承認することに決定された。</p>   |
| <p>(11) 議案審議<br/>議案第14号</p> | <p>福島県立美術館長の委嘱について（議案第14号）、社会教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>   |
| <p>議案第15号</p>               | <p>教科用図書選定審議会委員の任命について（議案第15号）、義務教育課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>  |
| <p>(12) 議席の指定</p>           | <p>ここで、教育長より次回の会議からの議席の指定を行う旨の発言があり、指定の方法をくじ引きとする旨諮ったところ、全員異議なく、指定の方法はくじ引きとすることに決定した。</p> <p>教育長職務代理者である高橋委員を1番として指定し、それ以外の委員がくじ引きを行ったところ、次のとおり決定した。</p> <p>2番 浅川なおみ 委員</p> <p>3番 蜂須賀禮子 委員</p> <p>4番 正木好男 委員</p> <p>5番 岩本光正 委員</p> |
| <p>(13) 次回の日程</p>           | <p>次回の定例会について、教育総務課長から平成30年4月20日（金）午後1時30分より</p>   |

|                 |   |
|-----------------|---|
| <p>(14) 閉 会</p> | <p>開会することが提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。<br/>午後4時35分、教育長から閉会が告げられた。</p> |
|-----------------|---|